

## 総務くらし建設委員会会議録

開 会 日	令和5年2月24日（金）午前9時30分	
閉 会 日	令和5年2月24日（金）午前10時36分	
場 所	長久手市役所本庁舎 2階 委員会室	
出席委員	委員長 山田けんたろう 副委員長 伊藤真規子 委 員 石じまきよし 伊藤祐司 大島令子 ささせ順子  なかじま和代 野村ひろし 山田かずひこ	
欠席委員	な し	
欠 員	な し	
会議事件 のため出席した者の 職氏名	市長 市長公室長 次長 企画政策課長 課長補佐 人事課長 課長補佐 人事係長 総務部長 次長 行政課長 課長補佐 庶務係長 くらし文化部長 次長 安心安全課長 課長補佐 防災消防係長 建設部長 次長 土木課長 課長補佐 維持管理係長	吉田一平 日比野裕行 浅井俊光 山本晃司 安井寛樹 正林直己 吉田菜穂子 宮下直幸 加藤英之 福岡隆也 若杉雅弥 水草 純 佐藤雄亮 門前 健 嗟峨 剛 久保田直也 伊藤弘憲 鈴木洋輔 水野 泰 矢野克明 近藤泰介 白木敏雄 閑谷乙温

	区画整理課長 朝井雅之	計 24 人
職務のため 出席した者 の職氏名	議長 川合保生 議会事務局長 横地賢一	書記 浅井良和
会 議 録	別紙のとおり	

別紙

委員長 開会宣言

議長 あいさつ

市長 あいさつ

## 議案第 15 号 長久手市企業版ふるさと納税基金の設置及び管理に関する条例の制定について

企画政策課長 議案第 15 号について説明

大島委員 令和 4 年度には、これまで第一生命保険株式会社から 50 万円、アデコ株式会社から 300 万円の寄附があったとのことだが、第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付けられた 4 つの基本目標の中のどの事業に充当するのか。

企画政策課長 第一生命保険株式会社からの寄附は、基本目標 3 「地域コミュニティ・地域福祉 地域のつながりを構築し、元気に安心して暮らせるまちをつくる」の具体的施策の防災事業に充当する予定である。アデコ株式会社からの寄附は、基本目標 2 「子育て支援 子どもを通じて家族と地域の輪が広がるまちをつくる」の具体的な施策に「子育てを通じた地域ネットワークづくりのための取組を行います。」と掲げており、保育園の ICT 事業に充当する予定である。

大島委員 第一生命保険株式会社は、複数の地方自治体に寄附されたと聞いている。寄附をするにあたり、ミスマッチが生じないように自治体と意見交換をしているとのことだが、いつ頃行われたか。

企画政策課長 第一生命保険株式会社からは、令和 4 年 11 月に寄附を受けており、それより前に寄附金の充当先等について、意見交換を行っている。

大島委員 アデコ株式会社とは、どのような協議を行ったのか。

企画政策課長 意見交換しながら方向性を整理して、保育園の ICT 事業に充当することとした。

大島委員 条例の制定に至った経緯はどのようなか。

企画政策課長 2 者から申し出があり、寄附を受けた同一年度内に事業へ充当することが難しいため、基金を設置することとした。企業への PR は大きな課題と考えている。企業側のメリットとして、社会貢献という側面があるため、近隣市町の状況も踏まえながら、どのような取り組みをしたらよいか検討していきたい。

大島委員 現在、市ホームページに掲載されていないが、今後掲載していくのか。

企画政策課長 市外の企業には、ホームページを中心に PR していきたい。

山田(か)委員 他の自治体に本社がある企業にも営業したらどうか。

企画政策課長 情報収集しながら今後検討する。

大島委員 全国展開している企業に長久手のよさを PR していく必要があると

考えているが、どうか。

企画政策課長 つながりのない企業に営業するのは難しいと考える。まず、本市とつながりのある企業と意見交換をして、制度のPRから始めていきたい。

石じま委員 県内でこの制度の対象となる自治体はどこか。

企画政策課長 後ほど回答する。(回答は6ページ)

野村委員 まち・ひと・しごと創生総合戦略の4つの基本目標には、観光も含まれているので上手に周知できないか。

企画政策課長 今後の検討課題としたい。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

#### **議案第26号 長久手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について**

人事課長 議案第26号について説明

大島委員 以前、市長の給料月額を3割減額する特例条例を可決したが、今でも適用されているか。

人事課長 その特例条例は、新型コロナウイルス感染症対策として臨時で制定したものであり、令和3年3月31日まで適用されていた。現在は、市長就任当時の給料月額と同額にするための特例条例が別に制定されており、市長の給料月額は88万円となっている。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

**議案第 16 号 長久手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例を定める条例の制定について**

人事課長 議案第 16 号について説明

質疑及び意見 なし

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

**議案第 17 号 長久手市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について**

行政課長 議案第 17 号について説明

質疑及び意見 なし

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

**議案第 18 号 長久手市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例について**

行政課長 議案第 18 号について説明

大島委員 公布の日から施行されるが、いつの選挙から適用されるか。

行政課長 令和 5 年 4 月執行予定の長久手市議会議員選挙からである。

大島委員 電磁的記録で掲載文を提出してもよくなるのか。

行政課長 紙か電磁的記録のどちらかを選択していただくことになる。

大島委員 電磁的記録の場合は、どのように提出するのか。

行政課長           アウトライン化したPDFをCD-Rに保存して提出してもらおう。詳細は立候補予定者説明会で説明する予定である。

大島委員           電子メールでの提出はできないのか。

行政課長           電子メールでの提出はできない。

なかじま委員      市ホームページに公開される選挙公報は、視覚障がい者向けの読み上げソフトが使えるようになるのか。

課長補佐           電磁的記録で提出され、音声読み上げソフトに対応したデータを提出してもらえれば、可能である。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論   なし

賛成討論   なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

#### **議案第 19 号   長久手市消防団条例の一部を改正する条例について**

安心安全課長      議案第 19 号について説明

大島委員           令和 3 年度の消防団の出動実績に基づいて試算すると支出はどれだけ増える見込みか。

防災消防係長      令和 3 年度の活動実績は、災害出動は 0 回、警戒出動は 3 回、訓練出動は 136 回、予防等業務が 65 回であり、約 1.6 倍となる。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論   なし

賛成討論   なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

#### **議案第 23 号   長久手市公共用物の管理に関する条例等の一部を改正する条例につ**

## いて

土木課長 議案第 23 号について説明

石じま委員 今後の影響として「より実態に合った使用料及び占用料となります」  
とのことだが、具体的にどのように変わるのか。

土木課長 占用物件には、電話柱のように区域を問わず建っているものもあれば、  
主に市街地に設置されている広告看板のようなものもある。県では、固  
定資産税評価額等を参考にして数年に一度の価格改定を実施している。  
本市もこれに準拠することで、適正な価格との乖離が出ないようにする。

石じま委員 この改正により歳入への影響はどれだけあるか。

土木課長 約 280 万円の減額を見込んでいる。ただし、今定例会に議案提出して  
いる下山地区の市道路線が認定されれば管理区域が増えることから、令  
和 5 年度の歳入としてはほとんど変わらないと考えている。

大島委員 電話柱の単価は減額となる一方で、看板や広告塔が増額となっている  
理由は何か。

課長補佐 県内の地価が下落しており、全体的に占用料も下がっている。ただ、  
一部商業地の地価は上昇していることから、看板のような商業地に設置  
するものは増額となった。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

## 議案第 25 号 市道路線の認定について

土木課長 議案第 25 号について説明

大島委員 今回認定される道路総延長はどのぐらいか。

維持管理係長 約 2.1 キロメートルである。

大島委員 維持管理費はどれぐらい増える見込みなのか。

土木課長 下山土地区画整理組合から市への移管の際には、組合と立ち会いを行  
い、軽微な修繕は組合に対応してもらった。築造して間もない道路であ  
るため、今後 10 年程度で大きな修繕は発生しないと考えている。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

委員長 企画政策課長より発言したい旨、申し出があったので発言を許可する。

企画政策課長 企業版ふるさと納税制度の交付条件は、都道府県では普通交付税が不交付の都道府県が本制度の対象外となるが、愛知県は令和4年度交付団体であるため、交付対象となる。市町村は、普通交付税の不交付団体かつその地域が地方拠点強化税制の支援対象外地域の場合は、対象外となる。本市は不交付団体であるが、地方拠点強化税制の支援対象外地域ではないため、制度の対象となり、また県内の全市町村が企業版ふるさと納税の対象となる。

委員長 委員長報告は委員長と副委員長への一任を確認。

委員長 閉会宣言

午前10時36分終了

以上、要点筆記は会議内容と相違ないので署名する。

令和5年2月24日

総務くらし建設委員会委員長 山田けんたろう